会社を守るための
ハラスメント研修のご案内

職場でのパワハラ・セクハラがメディアに頻繁に取り上げられる昨今、企業においてはパワハラ・セクハラ予防・対応策の策定が求められています。
2018年3月の厚生労働省の報告によれば、パワハラ防止の取組みを実施している企業は、52.2%となっており、その必要性は、年々高まっています。
そのようななか、一新総合法律事務所では、弁護士によるパワハラ・セクハラ研修（管理職向け）をご用意いたしました。この機会に是非ご利用ください。

研修概要

■ 研修のねらい	パワハラ・セクハラについての正しい理解と求められる予防策を実践する。
■ 研修の効果	パワハラ・セクハラのない職場を実現し、ひいては離職防止・生産性向上に寄与する。
■ 研修対象	管理職向け
■ 形 式	研修・講義形式（講師が御社に伺います）
■ 所用時間	1時間30分～2時間程度
■ 講師費用	コモンズクラブ会員の皆様は5万円(税別)（通常10万円～） ※日当・交通費別途

研修内容

パワハラ・セクハラの現状と企業に与える悪影響

- ■パワハラ・セクハラの現状とは?
- ■パワハラ・セクハラが起きやすい職場の傾向とは?
- ■パワハラ・セクハラが企業に与える悪影響とは?

パワハラ・セクハラの類型と事例説明

- ■パワハラ・セクハラにはどのようなものがあるか?
- ■パワハラ・セクハラによる裁判例にはどのようなものがあるか?
- ■裁判になった場合にはどの程度の賠償リスクがあるか?

パワハラ・セクハラ予防と対応上の注意

- ■厚生労働省が推奨するパワハラ・セクハラ予防策とは?
- ■パワハラ・セクハラ防止に必要なトップメッセージとは?
- ■パワハラ・セクハラ対応に必要な社内規定の整備とは?
- ■自社内の状況の把握方法とは
- ■相談窓口の担当者が注意すべきポイントとは?

弁護士法人
一新総合法律事務所
ISSHIN PARTNERS

会社を守るためのハラスメント研修のご案内

会員企業様の主催されるセミナーや研修会に、当事務所から講師等を派遣いたします。

企業経営者の良きパートナーでありたい。

弁護士 **20名以上** 所属

事務所 **7拠点**

※2018年9月現在

＜　お申し込み方法　＞

研修・講師派遣は、WEB または FAX にてお申し込みください。
お問い合わせにつきましては、お電話にてお受けいたします。
お問い合わせ先：一新総合法律事務所　電話：025-280-1111（担当：渡辺）

【WEB 申し込み】

一新総合法律事務所の企業法務サイトからお申し込みいただけます。
URL：http://niigata-common.com/+harassment
（ページ内のフォームに必要事項をご入力いただきお申し込みください。）

【FAX 申込書】　FAX：025-280-1552

貴社名	フリガナ
お名前	フリガナ
メールアドレス	@
お電話	〒

※ご記入いただいた個人情報は、当事務所にて管理いたします。ご登録いただいた情報は、当事務所からのお知らせ、資料送付、連絡にのみに利用いたします。

弁護士法人
一新総合法律事務所
ISSHIN PARTNERS
新潟県弁護士会・長野県弁護士会・東京弁護士会 所属

お問い合わせ：弁護士法人一新総合法律事務所 理事長 和田光弘（担当：渡辺）
〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地2　技術士センタービルⅠ 7階
TEL：025-280-1111　FAX：025-280-1552